

## ぼんた山元気楽校～活動再開のお知らせ

みなさま

一般社団法人 あぶくまエヌエスネット  
代表理事 進士 徹

ぼんたです。

いつもあぶくまエヌエスネットの事業や活動に、ご理解と応援を頂いている事あらためて御礼を申し上げます。

さて、コロナウイルス感染は、全世界を混乱の中に落とし込め日本国内においても、国民全員、全業種が甚大な影響を受けてしまいました。

子ども達は楽しみにしていた新学期、学校で学び、スポーツをし、遊びや友と語り合う…そんな日常が一変してしまいました。

ぼんた山の活動も4月以降、子ども達のプログラムは、コロナウイルス緊急事態宣言に準じた行動を取ったので、予定したプログラムは全て白紙にしました。

5月25日の緊急事態宣言が全国解除の首相会見があった事を受けて、ぼんた山元気楽校プログラム\*週末お泊まりプログラム \*DAYファミリープログラム を6月から再開する事にしました。

野外で楽しく活動することは、体力向上や免疫力向上、コミュニケーション力向上に繋がる良い活動です。

ですがコロナウイルスが完全に収束したわけではなく、今後の活動実施においては下記に記した自然学校における「新型コロナウイルス対応ガイドライン」(当団体が加盟して連携のある全国自然学校ネットワーク)に添った受入と私たちスタッフの日々の対応を徹底した中で開催する事をどうぞご理解頂ければと思っています。

コロナウイルスの問題は、しばらく全世界を取り込んだ中で、私たち人間はこのウイルスと気をつけながら共存して行く事になると思います。

ですが、安心して下さい～ぼんた山元気楽校の活動はどんなことがあろうと、柔軟に対応して使命である「子どもの笑顔と元気を応援する事」これは常に実行していきます。

ホームページに6月からのぼんた山元気楽校について、週末宿泊・日帰りファミリープログラムそれぞれ更新していますのでどうぞご覧ください。

2020年5月26日

自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している 事業者（以下：自然学校等）  
における 新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

公益社団法人日本環境教育フォーラム  
NPO 法人自然体験活動推進協議会  
一般社団法人日本アウトドアネットワーク

2020年5月20日

## 1、本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、全国で緊急事態宣言が解除後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各自然学校等においては、施設の規模や業態等を勘案し、各自然学校等の実情に合わせた対策を講じることとする。 宿泊活動も含めた事業に対するガイドラインとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

## 2、感染防止のための基本的な考え方

・同専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施を中心とし、移動に関する感染対策にも取り組む。

・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。 ・職員等の事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理

解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと・新型コロナウイルス感染症から回復した職員等や関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、職員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと

### 3、具体的なリスクと感染防止対策

#### (1) 事業計画におけるリスクと対策

- ① 3密を避けることを踏まえた事業計画の作成する。項目は以下である。
  - ・実施場所
  - ・参加者数
  - ・実施時間
  - ・移動手段
  - ・実施内容受け入れ施設の場合は各施設（研修室・食堂・宿泊室）の定員に対する利用人数の設定等も含まれる。 ※自然学校等の所在地や規模による具体的な方法や数値を定める
- ② 事業規模の設定
  - ・原則、最大50名を越えない数を定員とする
- ③ 実施日までの感染予防対策案の作成する。項目は以下である。
  - ・参加者との連絡方法
  - ・参加者の健康状態の把握の方法
  - ・感染者との接触の有無による参加取消の了承の事前承認 ※自然学校等の所在地や規模による具体的な方法や数値を定める。
- ④ 実施日までの職員の健康状態の管理体制を作成する。項目は以下である。
  - ・職員の健康状態のチェック内容
  - ・症状発生の場合の対応策の作成
- ⑤ 受け入れ施設においては受け入れ準備のためのマニュアルの作成 ※自然学校等の所在地や規模による具体的な方法や数値を定める。
- ⑥ 事業実施の決定に対する責任の所在を明確にしていく

#### (2) 事業実施におけるリスクと対策 感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保（最低1m）に努める」

「マスクの着用（屋外の活動では必須ではない）」「手洗い・消毒の実行」を職員、参加者とも励行することが基本である。

- ① 実施日における職員の健康状態の確認
- ② 受付場所の安全確保（消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意）
- ③ 当日の参加者の健康確認
- ④ 実施場所の安全確保（消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意）
- ⑤ 事業実施中の3密対策の確保
- ⑥ 使用備品の扱いに関する対応
- ⑦ 使用する食器の扱いに関する対応
- ⑧ 事業実施中に体調不良者が出た場合の対応策の作成
- ⑨ 事業終了時の職員、参加者の健康状態の確認方法と帰宅後の症状発症した場合の連絡の依頼
- ⑩ 事業実施中の中止判断基準を作成 ※自然学校等の所在地や規模による具体的な方法や数値を定める。

(3) 事業実施後の対策

- ① 事業に使用した場所、備品等の清掃、消毒、交換
- ② 職員、スタッフの制服の洗濯
- ③ 施設の場合は感染防止対策を含んだ清掃マニュアルの作成